

平成 2 5 年第 2 回 (2 月)

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年2月8日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時47分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸

欠席委員の氏名 奥家 信弘 矢頭 道雄

4. 付議事項

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 平成25年度吉富町耕耘料等利用料の承認について
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。ただ今より平成25年第2回総会を開催いたします。本日は奥家委員、矢頭委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員13名での開催となります。また、事務局長の柵が予算査定事務と重複のため欠席させていただきます。
是木会長	それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。 寒い日がつづいておりますが、皆さんお身体に気をつけられてください。 それでは、ただいまから平成25年第2回2月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には恒成委員、石丸委員のお二人を指名いたします。

事務局	<p>それでは、議事に入ります。「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。この案件は贈与契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字別府28番2 畑 932㎡ 譲受人：豊前市大字小石原〇〇〇番地〇 O. S 譲渡人：豊前市大字小石原〇〇〇番地〇 K. T （他議案内容朗読）</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当せず、特に本件申請者の農地所得後の経営面積は7,882㎡となり在住の豊前市農地下限面積の40a以上の保有となり、隣接地保有の自作地も果樹園として適正に耕作されております。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の土屋委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
土屋委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます、この審査判定基準についてはなんら問題はないと思います。</p>
是木会長	<p>土屋委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします （質疑なし）</p>
	<p>それでは、議案3号につきまして承認することにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
事務局	<p>では、議案第3号については承認することと決めます。 つづいて議案第4号吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「吉富町農業振興地域整備計画の変更について」ですが、これは、5条申請に向けての除外申請1件が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。 7ページをお開きください。</p> <p>土地の所在：吉富町大字今吉366番1の一部 田 495.8㎡ 計画変更の目的：一般住宅1棟建設 （他資料内容朗読説明）</p> <p>当地は昨今5条転用許可が頻繁に出されている地区であり、本委員会では「第2種農地要件：宅地化の状況が著しい区域の隣接し、かつ、10ha未満」という事で転用やむなしの意見をつけている地区です。本件も同様な判定が想定される案件でありますのでその辺を考慮のうえご審議ください。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。議案4号の案件についてご意見を</p>

	<p>いただきたいと思ひます。案件についてご意見はございませんか発言のある方は挙手お願ひします</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>それでは、議案第4号につきまして、除外に特段の問題なしということで、書面としては「農用区域からの除外については、まとまった集落に近接し、10ha未満の規模の農区域にある生産性の低い農地であり除外については支障ないものと認める」との意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第4号につきましては先程の意見を具申したいと思ひます。</p>
事務局長	<p>それでは、次に「議案第5号 平成25年度吉富町耕転料等利用料の承認について」事務局説明お願ひいたします。</p> <p>2月7日開催の吉富町耕転料等利用料協議会にて審議いただいた平成25年度案の承認を願ひたく上程してあります。</p> <p>(P13から議案、利用料(案)について朗読説明)</p>
是木委員	<p>特に、利用料中にて「稲田耕起」を新規追加してありますが、この作業機械を保有しているのは町内で把握できた範囲では豊田委員しか持っていないようですので、作業依頼の問合せがあった時には豊田委員さんを紹介することになります。つひては豊田委員には、その辺の承諾もあわせてご審議ください。</p>
豊田委員	<p>もし、豊田さんを町が紹介するとしたなら、豊田さんは町全域に行っても良いとお考えですか。</p>
是木委員	<p>いいと思ひ、ただ耕起後は土の起伏が大きく小型のトラクターでは耕転が難しいので、元に戻す耕起が再度必要になると思ひ。</p>
豊田委員	<p>では、実際は2回しないとイケないということで、7,000円の2回で14,000円になるんですね。</p>
是木会長	<p>まあ、そうなるが普通の機械では耕転が無理な草が少々生えていても、これなら巻きつかずに作業が出来る。</p> <p>他にご質疑はありませんか</p> <p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>「議案第5号」は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、「平成25年度吉富町耕転料等利用料」については承認することと決めます。</p>
是木会長	<p>ご承認いただいた「耕転料等利用料」については3月号広報及び、3月中に回覧でお知らせしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>次に報告事項が1件あります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願ひいたします。</p> <p>農地の転用計画に伴う永小作権の解約案件の報告です。</p>

	<p>地番：吉富町大字楡生139番1 田 172㎡ 賃借人：吉富町大字楡生〇〇〇番地 H. A 賃貸人：吉富町大字楡生〇〇〇番地〇 O. N 賃貸借の合意解約日：平成24年12月13日 農地の引渡日：平成24年12月18日 （他資料内容朗読説明）</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか</p>
事務局	<p>（質疑なし） では、次にその他の項目「農業委員会総会日程の年間計画について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>総会の開催日・公開である旨の周知をするための事前に年間計画を決定するためのものです。原則毎月25日締め切りの翌月の10日総会を基本とし、休日の場合は締め切りは休日明け、総会は休日前のより多くの委員が出席できる日として金曜日をはずした日としています。 また、12月と1月は事務局及び県の事務処理の都合で設定しています。計画としては是非これで願えればと考えています。前月の総会時に再度確認をいたしますので、欠席多数が想定される場合は、臨機応変対応したいと考えています。</p>
是木会長	<p>皆さんそういうことでよろしくお願ひします。 その他、各委員の皆さんから本日の議案以外で何かございませんか？</p>
事務局	<p>（意見等なし） それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、各委員の皆さんから本日の議案以外で何かございませんか？</p>
事務局	<p>（特になし） 無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>今回は、年間予定は8日（金）でしたが、金曜日には都合の悪い委員が事前に予定されていますので、1日繰り上げ3月7日（木）10：00から当会場を提案しますがどうでしょうか</p>
是木会長	<p>（異議なし） それでは、これをもちまして平成25年第1回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>10時47分 閉会</p>